

令和7年度 集団指導

障がい福祉サービス事業者
への説明事項

指導監査について【資料1、2】

○ 指導監査の概要

- ・「指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱」の一部改正
指導周期の変更

原則、**施設は2年ごと**、事業所はサービス種別により半年～6年ごと
指定後3年以内に1回以上

就労継続支援A型事業所は新規指定の半年後を目処に1回
「指定障害福祉サービス等指導監査要綱」を参照

指導監査について【資料1、2】

【北海道指定障害福祉サービス事業者等指導方針】

○ 運営指導の重点指導項目

- ・ 個別支援計画の作成
- ・ 虐待防止等の措置等
- ・ 意思決定支援の推進
- ・ 衛生管理等

指導監査について【資料1、2】

【北海道指定障害福祉サービス事業者等指導方針】

○ 運営指導の重点指導項目

- 非常災害対策
- 入所者等の安全の確保
- 自立支援給付等の請求
- 工賃の支払い等
- 就労系障害福祉サービス事業の運営
- 放課後等デイサービス事業の運営
- 事故発生時の対応
- 定員の遵守

指導監査について【資料1、2】

○ 自己点検表について

- ・ 6年度に国が自己点検表を全国標準化による様式改正
- ・ 自己点検の重要性

法令を遵守することが重要であるため、事業者自らが自己点検表等
を活用し運営状況を定期的に自己点検する

～自己点検表提出時のお願い～

- ・ 項目に基づいて確認、該当ない箇所は「否」ではなく斜線等で明確に
- ・ 「別紙 意思決定支援関係」の記載も忘れずに！

業務管理体制整備に関する届出【資料3】

障害福祉サービス・障害児施設等の事業者のみなさまへ

業務管理体制整備の届出について

休止・廃止届を事前届出制にするなどの
制度改正が平成24年4月から施行されています。

1 業務管理体制整備の届出は速やかに！

- 平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等(注1)は、法令遵守等の業務管理体制の整備(注2)とその届出が義務づけられています。
- 事業所名、所在地等を変更した場合は、変更の届出を行っていただくことになります。

(注1)業務管理体制の届出が義務づけられる事業者等の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設
- イ指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ指定障害児通所支援事業者
- エ指定障害児入所施設
- オ指定障害児相談支援事業者



(注2)業務管理体制の整備について

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事象の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

具体的には、事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所等の数に応じ(次表参照)、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていることが必要とされます。

- 平成24年から義務付け、法令を遵守するための体制の整備、改善を事業者自らが行うことを目的
- 原則、法令遵守責任者の選任が義務
- 廃止や休止を行う場合、届出の1ヶ月前まで
- 利用者がいる場合は、必ず移行状況を確認の上で届出のこと！
- 業務管理体制の届出に関するQ&A参照

感染症・食中毒等の発生又はまん延防止【資料4】

【必要な措置】

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置・開催
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練の実施

感染症・食中毒等の発生又はまん延防止【資料4】

【感染症の予防及びまん延の防止のための地策を検討する委員会】

- 訪問・通所系事業所はおおむね6月に1回以上
- 施設系は3月に1回以上
- 内容は全職員に周知する必要あり
- 他の会議体と一体的でも可

感染症・食中毒等の発生又はまん延防止【資料4】

【感染症の予防及びまん延防止のための指針】

- 委員会の目的、役割分担、職員への研修等、平常時や発生時の対応状況を定める
- 定期的な見直し・整備

【感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練の実施】

- 年2回以上実施＋新規採用時にも実施(実地or机上)
- 全職員対象(事務員や調理員、補助職員も含まれる) ※ 記録化

感染症・食中毒等の発生又はまん延防止【資料4】

【業務継続計画】

- 感染症発生に備え、事前にサービス提供可能な体制の構築
- 令和6年4月から義務化
- 業務継続計画が策定されていない、研修・訓練が実施されていない
→減算の対象

非常災害対策【資料5】

- 非常災害計画の作成及び避難訓練の実施が義務付け
- 火災・地震の計画は、全ての施設等で策定が必要
- 台風や大雨、停電、道路の寸断など、どの地域でも発生しうる
→風水害を想定した計画を盛り込む
- 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き」参照

非常災害対策【資料5】

【業務継続計画】

- 感染症と同様に令和6年4月から義務化
- 事業所の関係者との情報共有、役割分担、判断ができる体制の構築
- 業務の優先順位の整理方法、平時からの準備検討事項
→「自然災害発生時の業務継続ガイドライン」参照
- 定期的な見直し&職員研修・訓練の実施

非常災害対策【資料5】

【障害者支援施設等災害時情報共有システム】

- 令和3年度から運用を開始
- 被害状況を施設等がシステム入力し、国や自治体が、その情報を共有し災害対応を行う
- 避難・被害がない場合もその旨を入力する

第 1.4 版

障害者支援施設等災害時情報共有システム
操作説明書（施設向け）

2023 年 2 月
独立行政法人福祉医療機構

虐待防止及び身体拘束の禁止【資料6】

【虐待の防止】

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。（※年1回以上）
- 二 当該施設・事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。（※年1回以上＋新規採用時には必ず実施）
- 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待防止及び身体拘束の禁止【資料6】

【身体拘束等の禁止】

- 一 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
行ってはならない。
- 二 やむを得ず行う場合には記録化。
切迫性、非代替性、一時性の3要件全てを満たし、組織としての確認手続き
- 三 必要な措置を講じる。
定期的な委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施

意思決定支援【資料7】

【意思決定支援】

- 平成25年4月から障害者総合支援法として施行される際、事業者等の責務として規定。
- 平成29年に国のガイドラインが策定。
- これまでの実地指導等でも積極的な確認はしてきていなかったが、令和5年度より取組状況を確認。

意思決定支援【資料7】

【意思決定支援の枠組み】

- 意思決定支援責任者の配置
- 意思決定支援会議の開催
- 意思決定の結果を反映した計画作成とサービスの提供
- モニタリング・評価・見直し

意思決定支援【資料7】

【意思決定支援責任者】

- 意思決定支援を適切に進めるため、事業者は意思決定責任者を配置することが望ましい。
- 資格要件などではなく、役割の内容からサービス管理責任者や相談支援専門員が兼務することを想定。
- あらかじめ事務分担などに位置づける場合や随時に責任者を選任するのも可。

意思決定支援【資料7】

【意思決定支援会議の開催】

- 本人参加のもとで、関係者が情報を持ち寄り、本人の意思を確認したり、意思及び選考を推定しながら最善の利益を検討。
- 必要に応じ、家族や成年後見人等の参加を得ることが望ましい。
- 単独での開催またはサービス担当者会議や個別支援会議と兼ねて開催することも可。

意思決定支援【資料7】

【意思決定が反映された計画の作成とサービス提供】

- 本人の意思などを反映したサービス等利用計画や個別支援計画を作成、**「意思決定支援計画」**と位置づけサービスを提供。
- 選択が消極的となっているような場合には、体験利用を行うなども必要。

意思決定支援【資料7】

【モニタリングと評価及び見直し】

- ・ サービス提供の結果をモニタリング、評価し、次の支援に向けて見直し。
- ・ サービス提供開始後の本人の様子を把握し、モニタリングや評価の情報を記録化することが大事。
- ・ 事業所としての体制づくりや研修会の開催などを通じて職員一人一人への浸透を図る。

事故等発生時の報告【資料8】

【社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領】

◆ 重大な事故(直ちに報告すること)

- ・入所等での死亡事故
- ・役・職員の不法行為
- ・入所者に対する虐待(不適切な処遇(疑)を含む)
- ・入所者等の不法行為
- ・入所者等の失踪・行方不明(捜索願を出したもの)
- ・火災(消防機関に出動を要請したもの)
- ・その他テレビ・新聞等で報道された事案(可能性がある場合を含む)

注)入所者等が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。ただし、検死の結果、病死であることを確認された場合は、報告不要。

事故等発生時の報告【資料8】

【社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領】

- 各事業者は、重大な事故の速報を行った後、「事故発生状況報告書」を速やかに作成し、7日以内に総合振興局等の担当課に提出すること。

◆添付資料

- ・利用者の個別支援計画、アセスメント表
- ・事故発生時の現場見取り図
- ・法人内部及び施設等において事故の対応を協議した会議録
- ・食事に関する事故等については被害者の栄養計画

就労系事業所の運営の適正化【資料9】

- 福祉事業活動費用と生産活動費用に区分
- 「生産活動収入」－「生産活動に係る経費」＝利用者に支払う賃金又は工賃
- 基準上、訓練給付費等を利用者の賃金に充ててはならない
- 就労支援事業会計に基づいた会計事務を実施することが必要
- 「就労支援事業会計の運用ガイドライン」参照

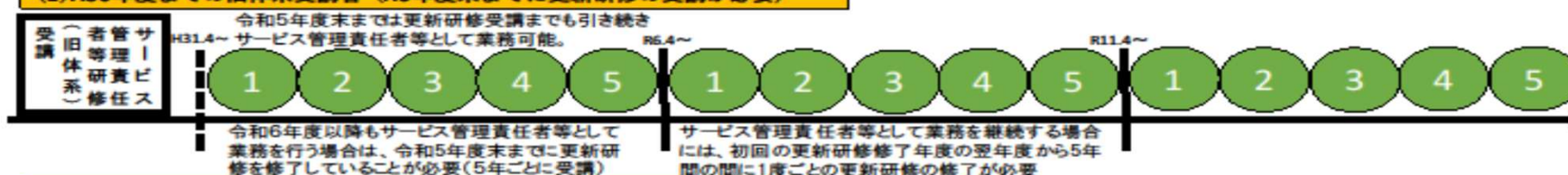
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の取扱い

サービス管理責任者研修等の受講の考え方について

資料1

1 経過措置について

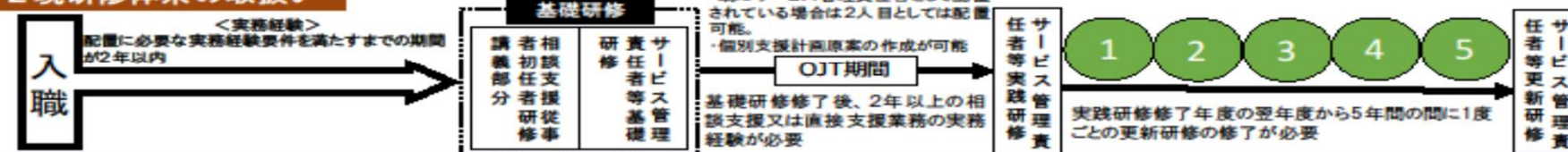
(1) H30年度までの旧体系受講者（R5年度末までに更新研修の受講が必要）



(2) 基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者（H31~R3年度受講者に限る）



2 現研修体系の取扱い



3 留意点

- 実践研修を受講する際の一定の実務経験要件として、過去5年に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある。
 - 実践研修はOJT期間の2年以上の実務経験を満たさない限り受講することができない。
 - OJT期間2年以上の算定は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（向けを含む）の修了証書に記載された修了日のうち最新のものの翌日以降から起算する。
- 例）サビ管基礎R1.10.1修了、相談初任者R2.9.16修了、R1.10.2から相談支援業務に従事の場合、R2.9.17から起算して2年以上なので、R4.9.17以降に実践研修の受講が可能。

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の取扱い

実務経験一覧表（サービス管理責任者）

（※全書きの部分は基礎研修の申込の際に必要な年数です）

業務範囲	業務内容	年数
① 相談支援業務 障害者の保護・医療・福祉・教育の分野における支援業務	ア 施設等における相談支援業務 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	3 年 以 上
	イ 次のいずれかに該当する者が実施する、保護医療機関における相談支援業務 (1) 社会福祉士主任任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等を有する者 (4) ア・ウ・エに就事した期間が1年以上である者	5 年 以 上
	ウ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援業務	
② 直接支援業務 就労の分野における支援業務	カ 施設及び医療機関等における介護業務 ○ 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、医療法に規定する療養病床 ○ 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 ○ 保護医療機関、保護施設、訪問看護事業所	8 年 以 上
	キ 特別子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援の業務	
	ク 盲学校・聾学校・特別支援学校における職業教育の業務	
③ 指導業務 有資格者等	コ 次のいずれかに該当する者が実施する、上記②の直接支援業務（資格取得以前も含む） (1) 社会福祉士主任任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（直接支援業務に該当しない保育所へ勤務した期間は、実務経験に換算できない） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	通 算 し て 5 年 以 上
	サ 国家資格等※による業務に3年以上従事している者が実施する、上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務	3 年 以 上

① 相談支援業務
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務
身体上又は精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその普及及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、技能訓練士、福祉教員士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（注）実務経験及び日数換算について
1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいう。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

実務経験一覧表（児童発達支援管理責任者）

（※全書きの部分は基礎研修の申込の際に必要な年数です）

区分	業務内容	年数
1 相談支援業務	ア 施設等における相談支援業務従事者 ○ 障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、地域生活支援事業 ○ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体（知的）障害者更生相談所、発達障害者支援センター、福祉事務所、保健所、市町村役場 ○ 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心療治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	従事期間 5 年以上（3 年 以上）かつ下 記以外の業務を 通算して3 年以 上（1 年以上）
	イ 保護医療機関における相談支援の業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士主任任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上（現「介護職員初任者研修」）に相当する研修修了者 (3) 国家資格（区分「第4」の①の①事項）を有する者 (4) ア・ウ・エに就事した期間が1年以上である者	
	ウ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける就労支援に関する相談支援の業務に従事者	
2 直接支援業務	エ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における通級相談・教育相談の業務従事者	
	オ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者	
	カ 施設及び医療機関等における介護業務従事者 ○ 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、認可保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心療治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院及び診療所の療養病床 ○ 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的養育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人福祉介護事業	従事期間 8 年以上（6 年 以上）かつ下 記以外の業務を 通算して3 年以 上（1 年以上）
3 指導業務	キ 特別子会社、重度障害者多数雇用事業所における就業支援業務従事者	
	ク 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）における従事者	
	ケ その他これらの業務に準ずると知事が認めた業務従事者（市町村補助金又は委託による運営されている地域活動支援センター及び小規模作業所）	
4 指導業務 有資格者等	コ 区分2の直接支援業務従事者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士主任任用資格を有する者 (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの（訪問介護員2級以上〔現「介護職員初任者研修」〕に相当する研修を修了した者） (3) 児童指導員任用資格者 (4) 保育士（区分「第2」に該当しない保育所等に勤務した期間は、実務経験として日数算入は不可） (5) 精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	従事期間 5 年以上（3 年 以上）かつ区分 2の下記以外の 業務を算入して 3 年以上（1 年 以上）
	サ 次の①及び②のいずれにも該当する者 ①区分1から3を通算した従事期間のうち、区分1又は2の下記以外の業務に3年以上従事している者 ②国家資格※による従事期間が通算して5年以上の者	

① 相談支援業務
身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務
身体上又は精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその普及及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、技能訓練士、福祉教員士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

（注）実務経験及び日数換算について
1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいう。
例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

北海道障がい福祉サポートセンター【資料10】

北海道

経営改善って
何からやればいい？

処遇改善加算？
減算もあるの？

人手不足

障害福祉サービス事業所の経営で
こんなお悩みはありませんか？

**北海道障がい福祉
サポートセンター**がお手伝いします
(北海道委託事業/障害福祉サービス事業所等サポート事業)

社会保険労務士や中小企業診断士
と連携して、処遇改善加算や経営
に関するセミナーや相談会の開
催、個別支援の実施

未来の障がい福祉人材確保の
ために、障がい福祉の仕事の
魅力や就職の市内、小学校
や中学校等への出張授業

札幌市、旭川市、函館市を除く
道内の障害福祉サービス事業所

費用 無料

合同会社
TTソーシャルワーク・オフィス
札幌市白石区本通8丁目南3-8
TEL 050-5482-3524 MAIL tsww@tsww.org
HP <http://www.tsww.org/>



北海道委託事業

**北海道障がい福祉
サポートセンター**
(障害福祉サービス事業所等サポート事業)
スタートしました！

こんなお悩みはありませんか？

処遇改善加算 加算の取得方法が 分からない 新しい加算が追加さ れるというの？	経営 経営改善って なにからやればいいの？ 経営者だけでなく 職員も必要なの？	障害福祉サービス 事業所を 経営しているけど...
--	--	---

サポートセンターはこんなお手伝いができます

障害福祉サービス事業所等 に対する相談支援 社会保険労務士や中小企業診断士と連携 して、処遇改善加算や経営に関するセ ミナー、相談会の開催、個別支援の実 施を行います。	障がい福祉人材確保に向けて 障がい福祉の仕事の魅力や就職の 市内、小学校や中学校等への出張 授業を行います。障がい福祉の仕事の 魅力を広く知ってほしいです。
---	---

実施対象 札幌市、旭川市、函館市を除く道内 にある障害福祉サービス事業所	費用 無料です
---	------------------------------

“経営について相談したい”
“研修を組みたいけれどどうしていいかわからない”などの
お困りごとはお気軽にご連絡ください

合同会社TTソーシャルワーク・オフィス 北海道障がい福祉サポートセンター
TEL 050-5482-3524 札幌市白石区本通8丁目南3-8
MAIL tsww@tsww.org FAX 050-5482-3525
ホームページ <http://www.tsww.org/>



北海道障がい福祉サポートセンターのご案内

※この事業は合同会社TTソーシャルワーク・オフィスが
北海道から「障害福祉サービス事業所等サポート事業」を受託して実施しています。

事業内容

- 1) 障害福祉サービス事業所等に対する相談支援
(事業所経営や人材確保、処遇改善加算の取得を含む職員のキャリアアップ、
職場環境改善、報酬請求等の実施の相談、労務管理等のセミナー開催など)
※社会保険労務士、中小企業診断士と連携して業務を行います。
- 2) 障がい福祉人材確保に関する業務
(障がい福祉の仕事の魅力 PR、北海道福祉人材センターとの連携による情報
収集や分析)
※道内各地の基幹相談支援センターや自立支援協議会と連携しています。
- 3) 小学校、中学校等での出張授業

実施対象
札幌市、函館市、旭川市を除く北海道内にある障害福祉サービス事業所
今年度の具体的な活動 (予定も含む)
・処遇改善加算に関するオンデマンド講座 (ホームページに公開予定)
・セミナー、相談会の実施
・個別の相談への対応
・福祉の仕事の魅力 PR 動画の作成
・小中学校での福祉の魅力授業
・ホームページでの周知宣伝
経営に関すること、処遇改善加算や人材育成にあたって研修を組みたいなど
お気軽にご相談ください。

**合同会社
TTソーシャルワーク・オフィス
北海道障がい福祉
サポートセンター**

札幌市白石区本通 8 丁目南 3-8
マイクレスト本通 205 号室
TEL 050-5482-3524
Mail tsww@tsww.org
HP <https://www.tsww.org/>

